

一 修理手当を與へられたし。  
(回答) 修理手当の件は附帯作業手当中に含まれてゐること  
なる。

二 送料を完全運轉した者に対し、入働金を附けられたし。  
(回答) 二人一車実現の上研究す。

三 一人一車、収入より少ない場合は追加給與せられたし。  
(回答) 全体として収入低下の場合には考慮する。

四 瓦斯倫手当乗客歩合が一人一車の者に比し平均率に差を生じた場  
合は其平均率まで引上げられたし。  
(回答) 平均率までは考慮すべし。

五 引継時間待合三十分を乗務時間として支給せられたし。  
(回答) 午前出と午後出の引継の場合規定の乗務時間より十五  
分以内早着の場合規定上の乗務時間を給與する。理由なく規  
定時間より遅延したる者にはその時分を給與せず。  
午前出の者規定時間に入庫せず、為に午後出の者規定の乗  
務時間より乗務し得ざる場合は其の時間より雜用として割の  
支給をせず。

命令入庫したる場合は規定時間に乗務し得ざる場合は其の時  
間を乘務したるに非ざるは乗務手当は支給せらる。規定時間  
より遅用として二割の程度、時間を給與率定上は支給せらる。  
同様、給與せらるるものあり。

二十四

操車公平正確の件他十八項に關する電車部神戶支部  
預書 一 中津町長宛(十月二十一日) 一 即日回答

一 操車公平正確の件に關しては、

二 二日置きの操車は前車と連續操車せられたし。

三 月間操車は着発に注意す。

四 操車給停留所を撤廃せられたし。

五 新中島及茅場町の点灯せられたし。